

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	戸籍の集中管理
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>通常、自分が居住する自治体以外の自治体に本籍地を有している国民は多く、遠隔地（本籍地の自治体）で管理している戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するという行政手続きには下記のような問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地の戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するために、わざわざ交通費と時間を費やすことはできないため、通常郵送という手段を使う。しかし、郵送時には、請求先の本籍地自治体に対して、請求書類、郵便小為替、返信用封筒、身分証明書のコピーを同封しなければならない、その準備に大きな労力がかかっている。 ・請求書類については、あらかじめ電話で問い合わせて、戸籍謄抄本や戸籍附票の通数や使用目的などを記載しなければならないが、国民にとってその内容を正しく理解することが難しい。内容が間違っていた場合には、後日先方から連絡があり、請求書を訂正したり、手数料を変更したりと大きな労力がかかる場合がある。 ・戸籍謄抄本および戸籍附票の入手には手数料を支払う必要があるが、郵送の場合手数料の支払いが郵便小為替に限られている。郵便局まで出向いて郵便小為替を購入しなければならないという不便さがある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>戸籍法第八条 戸籍法施行規則第七条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>本籍地自治体以外の場所で戸籍を管理できるようにする。ICTの利活用により、どこの自治体窓口でも戸籍謄抄本および戸籍附票の交付が可能にすべきである。</p>